## 化学物質管理専門家及び作業環境管理専門家名簿登録規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「本会」という。)として、労働安全衛生規則第34条の2の10第2項等に定める「化学物質管理専門家」並びに特定化学物質障害予防規則第36条の3の2第1項、有機溶剤中毒予防規則第28条3の2第1項、鉛中毒予防規則第52条の3の2第1項及び粉じん障害防止規則第26条の3の2第1項に定める「作業環境管理専門家」(以下「化学物質管理専門家等」という。)の要件を満たす本会会員である労働安全衛生コンサルタントに係る情報を、事業者及び安全衛生関係団体等に提供するために、化学物質管理専門家等資格確認名簿(以下「資格確認名簿」という。)の作成等の実施について必要な事項を定め、もって、化学物質による労働災害防止のための新たな規制方法の的確な推進に寄与することを目的とする。

# (資格確認名簿への登録申請)

第2条 資格確認名簿への登録を受けようとする者は、化学物質管理専門家等資格確認 名簿登録申請書(様式第1号)に、次の書類各1部及び手数料を添えて、本会に申請し なければならない。

- (1) 労働安全・労働衛生コンサルタント業務経験及び化学物質管理に関する実務経験 明細書(様式第2号)
- (2) 生涯研修制度の称号取得者である場合はこれを証する書類の写し
- (3) 会員証の写し
- 2 労働衛生コンサルタント(衛生工学)、労働安全コンサルタント(化学)及び CIH 労働衛生コンサルタント以外の資格で、資格確認名簿への登録を受けようとする者は、前項の書類各 1 部及び資格要件を満たすことを証明する任意の書類並びに手数料を添えて、本会に申請しなければならない。

### (資格確認名簿への登録)

第3条 本会は、化学物質管理専門家等の資格を確認した者について、本会に備える資格確認名簿に次に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 氏名、その他必要事項
- (4) 該当する資格要件
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格確認名簿への登録を

受けることができない。

- (1) 労働安全衛生法(以下「法」という。)又は同法に基づく命令の規定に違反して刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算し て2年を経過しない者
- (2) 本会及び労働安全・労働衛生コンサルタントの名誉を著しく傷つけ又は信用を失墜させる行為があった者
- (3) その他化学物質管理専門家等の業務を行う上で支障を来す事情があると本会が判断した者

### (手数料)

第4条 第2条の規定による申請の際の手数料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2条の登録の申請

2,000 円

(2) 第2条の登録の申請

(生涯研修制度の称号取得者の登録の申請)

1,000 円

### (資格確認名簿からの削除)

第5条 本会は、資格確認名簿へ登録された者が法第85条の規定により厚生労働大臣からコンサルタントの登録を取り消されたとき、本人から様式1号により取消申請があったとき又は本会を退会したときは、資格確認名簿の登録を取り消さなければならない。2 本会は、資格確認名簿へ登録された者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは本会の総務委員会の助言を得て、その登録を取り消すことができる。

- (1) 本会のコンサルタント倫理綱領及びコンサルタント行動規範に違反したとき
- (2) 化学物質管理に関する改善指示を受け、その状況の確認結果及び改善措置等に関する助言を必要とする事業場への書面での通知の遅延等について、化学物質管理専門家等の業務遂行に関する苦情等があったとき

#### (登録者の情報提供)

第6条 本会は、資格確認名簿の登録者について本会のホームページに氏名その他必要 事項を掲載して公表するほか、労働局、労働基準監督署、関係安全衛生団体及び事業場 等に広く周知し、その活用を図るものとする。

# 附 則

この規程は令和5年9月1日から施行する。